

行 動 計 画

社員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 5年4月1日～令和 9年3月31日

2.内容

目標1:将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に男性の育児休業取得率を 80%以上とする。

- 〈対策〉 令和 7年10月～社内にて検討会を開始、仕事と子育ての両立支援の推進に向けた計画の発信
- 令和 7年10月～労働者の意識調査の実施と改善策の検討
- 令和 7年10月～育児休業を取得者の業務代替者の確保、代行者への手当等の検討・実施

目標1:年次有給休暇の取得日数を1人平均6日以上にする

- 〈対策〉 令和 5年 4月～年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 5年 4月～年次有給休暇の管理簿の整理
- 令和 5年 4月～前年に引き続き給与明細に年次有給休暇の取得状況を表示する。

目標2:育児の負担軽減を図るため、産前産後休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知

- 〈対策〉 令和 5年 4月～社内にて検討会を開始
- 令和 5年 5月～社内連絡網により育児休業取得制度の周知

目標3:男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

- 〈対策〉 令和 5年 4月～社内にて検討会を開始
- 令和 5年 4月～制度に関するパンフレット作成、配布、全職員に通知
- 令和 5年 5月～社内連絡網により取得状況案内、情報提供